

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構
令和５年度高等専門学校機関別認証評価
及び選択的評価事項に係る評価申請要項

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（以下「機構」という。）が令和５年度に実施する学校教育法第１２３条において準用する第１０９条第２項に規定される高等専門学校機関別認証評価に関する申請の手続等は、次のとおりです。

１ 申請の資格

令和５年３月３１日現在において、当該高等専門学校としての学年進行を終了している高等専門学校とします。なお、選択的評価事項に係る評価の申請は、機構が令和５年度に実施する高等専門学校機関別認証評価を申請する高等専門学校とします。

２ 申請手続等

- （１）申請は、令和４年９月３０日（金）必着とします。
- （２）評価を希望する高等専門学校は、「高等専門学校機関別認証評価及び選択的評価事項に係る評価申請書」（別添様式）を作成し、機構へメールにより提出してください。
- （３）機構は、評価を希望する高等専門学校からの申請書受理後、当該高等専門学校に対し申請受理通知書を送付します。

３ 評価手数料

- （１）評価を実施するに当たって、評価手数料を徴収します。

基本費用	２，５０８，０００円（税込）
１学級当たり	３０８，０００円（税込）

※ 選択的評価事項については、評価手数料を徴収いたしません。

- （２）１学級当たりは４０人とし、学級数の算出に当たっては評価を受ける年度の準学士課程の１年次の入学定員を４０で除した数（小数点以下切り捨て）とします。
- （３）改組・転換等に伴い教育内容に大幅な変更が生じた場合の評価手数料の算出に当たり１学級当たりの算出によることが適当でないと判断される場合には、当該高等専門学校と機構が協議の上決定することができることとします。
- （４）平成２３年度から平成２９年度までの間で最後に評価を受けた年度に

おける学科の構成に基づき 1 学科当たりによる算出方法により算出された評価手数料の額（以下「学科算出手数料」という。）が、1 学級当たりにより算出された評価手数料の額を下回る場合には、学科算出手数料を当該高等専門学校の評価手数料の額とします。

（５）専攻科の費用については、上記評価手数料の中に含まれます。

4 評価手数料の払込

（１）機構は、評価を申請した高等専門学校（以下「申請高等専門学校」という。）若しくはその設置者に対し、請求書を令和 5 年 4 月末日までに送付します。

（２）申請高等専門学校は、令和 5 年 6 月 3 0 日（金）までに機構の指定する銀行口座に評価手数料を振り込んでください。その際の振込手数料は、申請高等専門学校の負担とします。

5 評価の実施等

機構は、申請高等専門学校からの自己評価書の提出及び評価手数料の払込確認後、当該高等専門学校の評価に着手します。

評価結果は、評価報告書として、申請高等専門学校及びその設置者に提供するとともに、機構のウェブサイトへの掲載等により、広く社会に公表します。なお、その際、評価結果とともに、申請高等専門学校から提出された自己評価書についても機構のウェブサイトに掲載することとしています。

6 その他

（１）申請高等専門学校が、やむを得ない事情により申請を取り下げる必要が生じた場合には、事前に機構と協議をお願いします。

（２）この要項に定めるもののほか、申請に関し必要な事項は、機構が別に定めます。

7 申請書提出先

kousen4@niad.ac.jp

※ 件名を「高等専門学校機関別認証評価申請書」としてください。